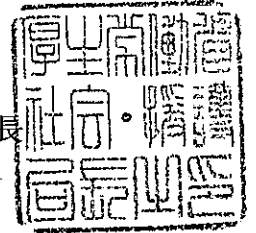




社援発0405第3号
平成24年4月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「セーフティネット支援対策等事業の実施について」の一部改正について

今般、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号本職通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。